

飯塚市有害鳥獣生息域調査業務委託プロポーザル実施要領

この要領は、飯塚市が「有害鳥獣生息域調査事業」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための必要な手続き等について定めるものとする。

1 業務の目的

本業務は、飯塚市颯田地区（勢田、口原、佐與、鹿毛馬）において、有害鳥獣（主にシカ及びイノシシ）の生息域調査を実施し、有害鳥獣の生息数や生息域の全体把握を行い、森林や農地周辺の脆弱性を把握し今後の被害対策を講じるための資料を作成することを目的とする。

2 業務名

飯塚市有害鳥獣生息域調査業務委託

3 調査面積

200ヘクタール以上

4 履行場所

飯塚市 勢田外3箇所 地内

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

6 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

7 見積限度額

4,893,000円（消費税及び地方消費税を除く）

8 参加資格及び要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 国税・都道府県税・市税に滞納がないこと。
- (3) 飯塚市有資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者にあつては、飯塚

市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成 19 年飯塚市告示第 28 号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと及び飯塚市競争入札参加者の指名保留基準の規定に基づく指名保留期間中でないこと。また、名簿登載者以外のものにあつては、当該要綱の別表各号に掲げる指名停止措置要件に該当していないこと。

- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に規定する暴力団または暴力団員等でないこと。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

9 事業者の公募

- (1) 飯塚市ホームページに掲載して行う。
- (2) 公募の期間は、令和 4 年 12 月 23 日（金）から令和 5 年 1 月 23 日（月）までとする

10 実施スケジュール（予定） ※日程については変更する場合がある。

内容	日程
実施要領の公表	令和 4 年 12 月 23 日（金）
質問の受付期限	令和 5 年 1 月 13 日（金） 17 時 15 分まで
質問の回答期限	令和 5 年 1 月 17 日（火）
参加表明書の提出期限	令和 5 年 1 月 23 日（月）
企画提案書等の提出期限	17 時 15 分まで
第 1 次審査（参加希望者 4 者以上の場合のみ）	令和 5 年 1 月 24 日（火）
第 1 次審査結果通知（第 1 次審査実施時のみ）	令和 5 年 1 月 25 日（水）
第 2 次審査（プレゼンテーション審査）	令和 5 年 1 月 31 日（火）
第 2 次審査結果通知・審査結果公表	令和 5 年 2 月上旬

11 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

- ①受付期限 令和 5 年 1 月 13 日（金）17 時 15 分まで
- ②提出方法 質問票（様式 6）に必要事項を記入のうえ、下記メールアドレス宛に送信し、その旨を電話にて連絡すること。電話及び直接来庁による質問には応じない。
問い合わせメールアドレス：nourin@city.iizuka.lg.jp

(2) 質問に対する回答

令和5年1月17日(火)までに質問書に記載されたメールアドレスに電子メールで回答し、後日ホームページに掲載する。

1.2 参加申込の手続き

本プロポーザルへ参加を希望する者は、下記の要領で参加表明書及び提案書等を提出すること。

※様式については、本市ホームページよりダウンロードして入手すること。ただし、ホームページから取得できない参加者に対しては、事務局で配布する。

※様式の定めのない書類については、様式を任意とする。

(1) 参加表明書等

- ①プロポーザル参加表明書(様式1)
- ②役員等名簿及び照会承諾書(様式2)
- ③会社概要票(様式3)
- ④財務諸表(直近の決算のもの)
- ⑤商業登記簿謄本(写しでも可)(発行後3箇月以内のもの)
- ⑥印鑑証明書(原本)(発行後3箇月以内のもの)
- ⑦国税・都道府県税・市町村税の納税証明書(未納がないことが確認できるもの)

※名簿登載者については、②④⑤⑥⑦の提出は省略可。

(2) 提案書等

- ①企画提案書(様式5)

※別添資料については「1.3 企画提案書の記載内容」の記載順のとおり任意で作成すること。

- ②業務実績調書(様式4)
- ③業務実施体制(様式8)
- ④見積内訳書(様式は任意)を添付すること。

(3) 提出部数

- (1) 参加表明書等については各1部
- (2) 提案書等については各11部(正本1部、副本10部)

(4) 提出先

「20 問い合わせ先」に記載する担当窓口へ提出すること。

(5) 提出方法

上記提出先へ持参又は書留郵便により提出すること。

(6) 提出期限

令和5年1月23日(月)17時15分(必着)

1.3 企画提案書の記載内容

(1) 事業における理解

事業者における本事業に対する基本的な考え方、本事業の意義や目的に対する理解及び本業務に取り組む意欲などについて記載

(2) 事業計画およびスケジュール

(3) ドローンを活用した AI による解析を行うためのデジタル手法

(4) 生息域調査の具体的手段や分析方法

(5) 今後の被害対策における鳥獣被害ハザードマップおよび被害対策提案書の作成方法

(6) その他(事業目的を達成するために、仕様書に記載している内容以外に提案できることがあれば記載すること)

①提案書は、趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

②提案書は、表紙・目次・本編で構成すること。文字は 11 ポイント以上を使用し、可能な限りわかりやすく平易な表現を用いること。なお、白黒・カラーいずれでも可とする。

③提案書の本編は A4 版、横書き、20 頁以内、両面印刷とする。ただし、図表等で必要な場合のみ A3 版を織り込んで作成しても差し支えない。

④提案書の表紙は企画提案書(様式 5)とし、正本にのみ事業者の名称を記載し、代表者印を押印すること。副本には事業者の名称その他事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載しないこと。(写真等の資料にも記載がないことを確認すること。)

1.4 プロポーザル参加の辞退

プロポーザルの参加を辞退する場合は辞退届(様式 7)により行うものとする。

1.5 審査方法

審査は、飯塚市有害鳥獣生息域調査業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行う。

(1) 第 1 次審査

選定委員会は、提案者が 4 者以上となった場合は、提出された書類により業務実績等を勘案し、第 2 次審査参加者を 3 者以内に選定するものとする。

(2) 第 2 次審査

参加者からの書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、選定委員会において審査基準に基づき審査する。プレゼンテーションの時間は 1 者につき 15 分以内とし、10 分間の質疑応答時間を設ける。

※プレゼンテーションは提案者名を伏せた状態で行う。プレゼンテーション中に会社名等を推測させるような行為を行った場合は減点(-5 点)とする。

※プレゼンテーションで機材等を使用する場合は、各自で準備することとし、準備に要する時間は開始前 10 分以内とする。(スクリーン、プロジェクターについては飯

塚市が準備する。)

※プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とし、参加人数は2名以内とする。

(説明者は、本業務を受託した場合の主な担当者となる者とする。)

(3) 受託候補者の特定

第2次審査の結果、合計点が最も高い提案者を受託候補者とする。点数の同じ者が2者以上ある場合は、「1.6 審査基準及び配点 ②提案内容の妥当性、実現性、新規性」の得点が高い者を受託候補者とし、なお同じ点数の者が2者以上ある場合はくじにて順位を決定する。ただし、審査の結果、最高得点の提案者の総得点が6割に満たない場合は選考対象としない。

(4) 審査結果の通知

①第1次審査の結果については、審査対象者に電話により連絡し、後日、書面により結果を通知する。

②第2次審査の結果については、審査対象者に電話により連絡し、後日、書面により結果を通知する。

(5) 審査結果の公表

審査に関する情報の公開は、第2次審査終了後に行う。また、結果については以下の内容を本市ホームページにて公表する。

①受託候補者の名称、所在地、総得点

②受託候補者以外の総得点（名称等は非公表）

1.6 審査基準及び配点

審査基準	評価内容	配点
①事業遂行能力	事業計画やスケジュールが適正か。	5
	事業執行にあたって十分な体制を有しているか。	5
	同種又は類似事業実績があり、事業の確実な実施が期待できるか。	10
	本案件を受託した場合の担当者となる者が過去に同種又は類似業務実績があるか。	10
②提案内容の妥当性、実現性、新規性	生息域調査の具体的手段。	10
	有害鳥獣が人里へ出没している現状や農地へ及ぼす影響を理解したうえで、具体的な調査方法となっているか。	15
	ドローンを活用した新規性・創造性のある生息域調査や分析方法になっているか。	15
	今後の鳥獣捕獲および防止対策につながる内容となっているか。	15
③プレゼンテーション	業務知識を十分に活かした分かりやすい説明であり、質問に対する応答が的確であるか。	5
	積極的に取り組む意欲が感じられるか。	5
④見積金額	事業金額が適正な見積もりとなっているか。	5
合計		100

1.7 失格条項

参加者又は参加者の提出書類が、次の各号のいずれかに該当する場合には当該参加者を失格とし、そのプロポーザル提案は無効とする。

- (1) 定められた提出方法、提出期限、プレゼンテーション方法等の条件に適合しない場合
- (2) 記載された事項が提出条件に適合しない場合
- (3) 記載を求められた事項の全部または一部が記載されていない場合
- (4) 虚偽の内容が記載された場合
- (5) 契約が締結できないまたは締結の意思が認められない場合
- (6) 見積限度額を超える見積金額で提案された場合
- (7) 飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱（平成19年4月1日飯塚市告示第28号）の規定に該当する行為が認められた場合
- (8) 審査委員会に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (9) その他審査の公平性に影響がある行為があったと認められる場合

1 8 契約の手続き

本業務委託の契約については、以下の内容で飯塚市契約規則に基づき、見積額の範囲内で受託候補事業者と締結する。

- (1) 契約締結前に、飯塚市と受託候補者の中で企画提案書等の内容をもとに、具体的な協議を行うものとする。なお、協議にあたっては、提案書等の内容の一部を修正する場合がある。
- (2) 受託候補事業者は、委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、委託業務の一部を委託する場合については、あらかじめ飯塚市の承諾を得ること。
- (3) 受託候補事業者が契約を辞退したとき、又は、特別な理由により受託候補事業者と契約締結ができない場合は、第 2 次審査で順位付けした次席者と契約交渉を行うものとする。

1 9 その他

- (1) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、一切返却しないものとする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、受託候補者を特定する以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出された参加表明書及び企画提案書等は、審査作業に必要な範囲内において複製することがある。
- (5) 提出された企画提案書等については、飯塚市情報公開条例（平成 18 年飯塚市条例第 10 号）第 8 条第 1 項第 2 号に該当するものを除き、原則公開とする。
- (6) 企画提案書の作成のために飯塚市から受領した資料は、飯塚市の了解なく公表、使用してはならない。
- (7) 審査結果について一切の異議申立ては出来ないものとする。
- (8) プロポーザルの参加、資料の作成、提出に要する費用は全て参加者の負担とする。

2 0 問い合わせ先

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号
飯塚市役所 経済部 農林振興課 農林振興係(担当：浦)
電話：0948-22-5500(内線 1472)
FAX：0948-22-6062
メールアドレス nourin@city.iizuka.lg.jp